



2026 / 4 / 3 発行

足元の市場では、プライベートクレジットに関するリスクへの懸念が高まっています。当資料では、現在プライベートクレジットに関して何が起きているのか、ひふみクロスオーバーproへの影響についてご説明させていただきます。

■ プライベートクレジットに関して何が起きているか

プライベートクレジットとは、銀行以外の貸し手である投資ファンドなどが、主に中堅・中小企業を中心に企業へ直接資金を貸し出す仕組みを指します。2010年代以降、リーマン・ショック後の銀行規制強化を受け、銀行がリスクを取りにくくなった隙間を埋める形で、米国を中心に市場が急拡大してきました。

上場株式や債券とは異なり、プライベートクレジットは市場で自由に売買されるものではないため、一般に流動性が低く、すぐに売却して現金化することが困難です。このため従来は、機関投資家を主な対象とした、解約制限付きの長期投資商品として提供されてきました。

近年では、こうしたプライベートクレジットを小口化し、個人投資家向けに提供する動きが広がっています。一部の商品では解約条件が緩和されていますが、資産自体の流動性が低いという特性は変わらないため、投資家が一齐に解約を求めた場合には、現金化が追いつかないという構造的な問題を抱えています。

実際に2025年以降、一部の米国のプライベートクレジット関連ファンドにおいて解約請求が急増し、解約上限に抵触する事態が発生しました。こうした動きの背景には、金利上昇による借り手企業の返済負担の増加や、AIによる産業構造変化などによる景気減速懸念の高まりにより、ファンドへの不安が広がったことが挙げられます。

プライベートクレジット関連ファンドは、低い流動性を前提に比較的高い収益を目指す商品であり、解約制限が設けられること自体は想定された仕組みです。しかし、解約制限の発動が投資家の不安を高め、さらなる解約請求を招くという側面もあります。また、一部では販売時の説明が十分でなかったことにより、「いつでも解約できる」という誤認が投資家の間で生じていた可能性も指摘されています。その結果、ファンドごとに対応が分かれ、資産の売却を抑えて解約制限を維持するケースと、損失を許容しつつ売却を進めて解約に応じるケースの双方が見られています。

■ ひふみクロスオーバーproへの影響について

昨今、問題となっているプライベートクレジットに関するリスクについては、主として個別のファンドや企業に起因するものであり、現時点において直ちに米国全体の信用不安や金融危機に発展する可能性は限定的であると考えております。また、ひふみクロスオーバーproにおいて投資を行なっている国内スタートアップの未上場株式は、資金調達構造や投資家層の観点から、プライベートクレジットとは異なる性質の資産であり、現時点で直接的な影響は限定的と認識しております。

一方でプライベートクレジットに限らず、中東戦争、AIの影響などがもたらすバリュエーションや資金調達環境への影響など、間接的な波及については引き続き注視してまいります。

ひふみクロスオーバーproは日次での設定解約が可能な仕組みを採用しておりますが、日々の設定解約に制限がかかるといった事態は現時点では想定しておりません。

当ファンドは、上場企業に加え、新興企業や未上場企業にも投資を行なうユニークなファンドです。短期的な市場変動に過度に左右されることなく、企業の本源的価値を見極めながら、変化する社会の中でユニークな価値を創出し、中長期的な成長が期待できる企業への投資を継続してまいります。



ファンドマネージャー
松本 凌佳

ひふみクロスオーバーproの特色

「ひふみクロスオーバーpro」は、マザーファンドを通じて中長期的な信託財産の成長を図るため、次の仕組みで運用します。

- ① 国内外の未上場株式と上場株式を主要な投資対象とします。
未上場株式への投資は、投資事業有限責任組合を通じて行ないます。
- ② 未上場株式に投資を行ない上場後も投資し続けるクロスオーバー投資を行ないます。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

- 「ひふみクロスオーバーpro」は、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券（外国の証券には為替リスクもあります。）に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様（受益者）に帰属します。
 - 投資信託は預貯金等とは異なります。
- #### ■ 基準価額の変動要因となる主なリスク

価格変動リスク	国内外の株式や公社債を実質的な主要投資対象とする場合、一般に株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は発行体の信用力の変動、市場金利の変動等を受けて変動するため、その影響を受け損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、あるいは不利な条件で取引を強いられたり、または取引が不可能となる場合があります。これにより、当該有価証券等を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
信用リスク	有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。
為替変動リスク	外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。
カントリーリスク (エマージング市場 に関わるリスク)	当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、有価証券等の価格が大きく変動するリスクがあります。エマージング市場（新興国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券等の価格変動が大きくなる場合があります。

※投資リスク(基準価額の変動要因)は、上記に限定されるものではありません。

未上場株式等への投資に関する主なリスク

当ファンドは、投資事業有限責任組合を通じて実質的に未上場株式等に投資を行なうため、他の金融商品を組み入れた投資信託と比較して、加えて、主に以下のリスクがあります。これらのリスクにより、基準価額が大きく下落し、損失を被るリスクがあります。

- 当ファンドが実質的に投資する未上場株式等は、各銘柄の価格が各企業の個別要因やイベント（デフォルト、上場、M & A等）によって大きく変動し、上場企業の株式とは値動きの方向性や変動率が大きく異なる場合があるため、評価額が大きく変動し、その影響を受け損失を被るリスクがあります。
- 当ファンドが実質的に投資する未上場株式等は流動性が著しく乏しいため、売却時に不利な価格での取引をせざるを得なくなるなど、流動性リスクおよび各種リスクの影響が大きくなる可能性があります。
- 未上場株式等の評価額については、その時点で入手できる情報に基づいた公正価値の見積りであり、日々の投資信託の基準価額算出においては、影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することが困難となります。

※未上場株式等への投資に関するリスクは上記に限定されるものではありません。

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 投資信託のお取引は、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じることとなるおそれがあり、基準価額の下落により元本欠損が生じる可能性があります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なります。
- 当資料は、当社の商品をご理解いただくための情報提供資料としてレオス・キャピタルワークスが作成したものです。投資信託のお申込みにあたっては、事前に販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 当資料は作成日における信頼できる情報に基づき作成しておりますが、内容の正確性・完全性を保証するものではなく、また記載されている内容は予告なく変更される場合があります。
- セミナー等で金融商品の説明等を行うことや、お客様からのご依頼がある場合に金融商品に関する追加の説明等を行うことがあります。しかしながら、売買の推奨等を目的とした投資勧誘は行ないません。また、金融商品の案内、説明等はあくまで各お客様ご自身のご判断に資するための情報提供目的であり、金融商品の購入等を推奨するものでもありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

お申込メモ

商品分類	追加型投信／内外／株式
当初設定日	2024年9月12日
信託期間	無期限
決算日	毎年7月25日（休業日の場合には、翌営業日）
収益の分配	決算時に収益分配方針に基づいて分配を行いません。
購入単位	販売会社が定める単位となります。
購入価額	ご購入のお申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が定める日までに販売会社にお支払いください。
換金（解約）単位	販売会社が定める単位となります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。
申込締切時間	購入・換金ともに、毎営業日の午後3時30分までに受け付けたものを当日のお申込みとします。 ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ひふみクロスオーバーproは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

お客様にご負担いただく費用

◇直接ご負担いただく費用

申込手数料：3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社が定める料率とします。

「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

信託財産留保額：ありません。

◇間接的にご負担いただく費用：次のとおりです。

運用管理費用 （信託報酬） ※上段は年率 下段は税抜年率	信託財産の日々の純資産総額に対して年率 1.650%（税抜年率1.500%） を乗じて得た額。 信託報酬とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。 日々計算されて、投資信託の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算 期末または信託終了のとき「ひふみクロスオーバーpro」の信託財産から支払われます。			
	運用管理費用の配分			
	支払先	委託会社	販売会社	受託会社
	配分	年率0.825% （税抜年率0.750%）	年率0.770% （税抜年率0.700%）	年率0.055% （税抜年率0.050%）
その他費用・ 手数料	組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（それにかかる消費税等）、先物取引・オプション取引等 に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人等に支払 うファンドの監査に係る費用（監査費用）およびそれにかかる消費税等、受託会社の立て替えた立替金の利息 など。 監査費用は日々計算されて毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払わ れます。 これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載 することはできません。			

※手数料等の合計金額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの関係法人

委託会社：レオス・キャピタルワークス株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1151号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会
受託会社：三井住友信託銀行株式会社
販売会社：後述の「販売会社」でご確認いただけます

当ファンドや販売会社についての照会先



レオス・キャピタルワークス株式会社
電話：03-6266-0129
受付時間：営業日の9時～17時
ウェブサイト：<https://www.rheos.jp/>

販売会社（銀行）

※お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。販売会社については、今後変更となる場合があります。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券 業協会	一般社団法 人資産運用 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団法 人第二種金 融商品取引 業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス 証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス 証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券 株式会社)	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第40号	○			
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第49号	○		○	
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第41号	○			

販売会社（証券会社・その他金融機関）

※お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。販売会社については、今後変更となる場合があります。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券 業協会	一般社団法 人資産運用 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団法 人第二種金 融商品取引 業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○		
株式会社SBI証券*	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
株式会社SBIネオトレード証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第8号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長（金商）第1号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第392号	○			
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第14号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○	○		
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3031号	○	○		○
長野證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第125号	○	○		
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○			
広島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第44号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社*	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
レオス・キャピタルワークス 株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1151号		○		

* 一般社団法人日本STO協会にも加入しております。